

美濃加茂市都市公園条例改正（案） に関する
パブリックコメント（意見募集）結果

1. 目 的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的な都市公園機能の増進を図り、また現在整備中である中之島公園に有料公園施設（自然環境体験学習館（大ホール、小ホール）、シャワールーム）を新たに設置するため、美濃加茂市都市公園条例を一部改正します。

美濃加茂市都市公園条例の一部改正について、市民の皆様のご意見を募集します

2. 実施期間

平成29年6月1日（木）～6月30日（金）

3. 周知方法

- (1) 広報みのかも（6月1日号）に『美濃加茂市都市公園条例改正（案）についてご意見を募集します』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (2) 美濃加茂市ホームページに、『「美濃加茂市公共施設等総合管理計画（案）」に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (3) 美濃加茂市土木課にて「美濃加茂市都市公園条例改正（案）」の閲覧を実施

4. 意見の提出方法

- *意見提出者数1人
- *意見提出件数1件

5. 提出された意見と市の考え方

意見内容	<p>旧シュロスを解体後、中之島公園を整備し、芝生広場を作り、サッカー等ができるグラウンドを整備すると聞いたことがあります、そのような予定なのでしょうか。</p> <p>美濃加茂市内には、野球場は多くありますが、サッカーが出来る場所は多くはありません。可児市や八百津町では、人工芝でサッカーができる場所も整備されています。木曽川下流の各務原市や笠松町では、河川敷に人工芝や天然芝のサッカーグラウンドが整備されています。</p> <p>ライン公園は、サッカーのできるグラウンドとして周知されていますが、木曽川の増水でグラウンドが水没し、しばらくの間使用できなくなるケースも数年毎に起きています。</p>
------	--

	<p>中之島公園なら、通常、水没することは考えにくいと思われるため、検討いただくことはどうでしょうか。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>現在、中之島公園では、木曽川と木曽川河畔森に囲まれた立地を活かし、賑わいのある河畔空間の創出を目的に公園整備を進めています。中之島公園では、アウトドアアクティビティーや自然体験学習など、自然を活かした事業を推進していく計画です。</p> <p>これまで、「既存の芝生広場でフットサルができるような場の整備」についてのご提案を頂いたことはありましたが、中之島公園は、スポーツ施設を整備する公園としての位置づけをしていませんので、サッカー場等の整備計画はございません。</p> <p>今後、中之島公園を利用される方々等のご意見を頂きながら、魅力ある公園運営（新たな施設整備も含む）を実施していきたいと考えておりますので、ご理解頂きますようお願い致します。</p>